

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第16回

【日時】2014年9月1日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員12名：池田、亥野、小竹、小堀、小松、中村、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡  
(五十音順、敬称略)

市職員ワーキンググループ1名：山崎

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】

大島、大森、絹川、新美

## 1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第16回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

配布資料として事前に議事録と要旨、今後の議題、日程表、条例づくりの指針を配布しております。本日、村井さんからいただいた前文案と、林さんからいただいた検討事項の要旨案を配布しています。それでは森山さん、よろしくをお願いします。

## 2. 第15回会議の振り返り

森山：会議の改定スケジュールを見ると、今回と次回で条例案を完成させる必要があります。

時間があまりないので、前回会議の振り返りを今後の議題の資料で行います。挙げられた議題について各自考えてくるという課題を出していました。ワーキンググループから条文の第3案を途中まで直していますが、今後直していきましょう。条文案の修正点は、今後の議題の資料をご覧ください。2回議論しても結論の出ない事もあります。今日は人数が少ないので3グループにしましょう。まず、市政とまちづくりの言葉の使い分けについて意識した上で今回の第3案ができています。地域活動と市民活動の言葉の整理はされました。自発的な活動を後押しできる内容にしていくという意見がありました。条例と指針、市民憲章の位置関係についても整理されました。主語に着目してというのも前回議論していただきました。協働の意味については協働指針から定義として使う意見が出ています。そして、基本理念の中身を充実した方がいいのではないかという意見が出ています。今回配布した今後の議論の内容は、第2案時点のものなのでご注意ください。役割と責務についてシンプルにしましょうという意見で結論がでました。第13条の人材育成についての条

文の整理として、子供の育成と大人の育成に分けると良いのではないかと思います。議題の10番、11番は条文案に入れない事で合意しました。前文はまだ結論が出ていません。13番はどうなったのですか。

林：行政の説明責任があるようになりました。

森山：取り組みの公表を何年毎に行うかは決着がついていません。14番と15番では、グループ内の議論で発表してもらったのは、市長の任期を考慮して3年以内に、条例自体の見直しは4年以内が良いのではないかと出されています。パブリックコメントの募集に関しては、意見の募集という形にしてはどうかという意見が出されています。まちづくりの「主体」という言葉を「担い手」に変えてはどうかという意見が出ました。議会や議員がまちづくりに積極的に関わっていくという表現にしてはどうかという意見が出ました。情報公開に関する総合的な施策がどういうことかについては、第4章のタイトルを変えたらどうかという意見が出ています。条文第2案の第7条、第9条に「市民の意見」と「市民の意向」という二つの言葉が使われていますが、どう違うのかという意見がありました。まちづくりの主体として市政に関心を持つという表現方法についての意見がありました。まちづくりの発展または成熟の状況についての表現方法がよくわからないという意見がありました。第9条の行政の役割と責務について、「社会状況に応じて政策などを作り実行する」ことを、「市長の命を受け政策などを作り職務を遂行する」という表現に変えてはどうかという意見が出ました。第14、15、16条をひとくくり表現してはどうかという意見がありました。第18条の市政の参加と、第19条のパブリックコメントに議会は登場しないのかという意見が出ました。他の条例規則との位置関係、20番から26番の議題は、提案として出ただけでまだ議論が深まっていません。協働を考慮した第5章の話し合いの場と決め方について、現時点では市民の声を拾い上げるだけだという意見が出ていますが、協働という言葉には計画だけでなく行動も重要だということで、もう少しタイトルを決めて内容を充実させてはどうかという意見が出ています。28番の、議会の仕組みを受けて話し合いのプロセスをふむという意見が出ました。林さんから、条文の第3案を受けての意見をご覧ください。前文も書いてもらいました。条文案について、読んだ上で意見を考えた方は1番、条文案に目を通してきた人は2番、条文案を読めなかった人は3番を挙げて下さい。時間がなく3番の方が多いですね。皆で情報を共有する必要があるので、条文案を読む時間を設けますので、気になる場所を確認して下さい。

〈各自配布された条文案を確認する〉

森山：条文案は確認できましたでしょうか。それでは議案を募集します。議題を思いつかない方は、今まで挙げられた議題の中からお選び下さい。まずは、今回結論を出したい議題を書いて下さい。

小堀：議題の20番からは単なる意見だということでしたが、どういうことでしょうか。

森山：今後の議題の表について、現状の意見が入っている箇所と、結論が入っている箇所を確認します。前回、グループで話し合っただけで出た意見を結論とするかどうかをこの場で決めません。今まで出された議論の中で、再度議論したいものもあると思います。議題の1番の市政とまちづくりの違いについては結論が出ました。まちづくりが大きなくくりで、その一部に市政があるという位置づけという理解ですが、異論はありますか。地域活動と市民活動の言葉の整理も大丈夫でしょうか。条文案第2案では第10条、11条になっていますが、現在第9条と10条になっている国や県や他の地方公共団体との連携、国際社会については、他に結論になる意見はありますか。4番の市民憲章、基本条例、協働指針の位置関係は結論にして大丈夫ですね。3番の議題の結論はまだですが、第3章の内容を膨らませる話で、条文案で第3章のタイトルを「市民による自発的なまちづくり」にしてもらいましたが、タイトルを変えただけで大丈夫でしょうか。この中には、第9、10、11条のことしか書いていないので、もう少し確認した方が良いでしょう。条文案のタイトルはここで議論した結論に基づいて変更されています。5番の主語に着目して条文を整理することについても最終確認が必要です。6番の協働の意味は結論が出ました。7番は第4条の基本理念の中身についてです。野々市市におけるまちづくりは、市民、議会及び行政それぞれの役割と責務に基づき、協力、連携をしながら協働により推進し、幸せを実感できる地域社会を実現することを基本理念とします。第4条についての意見は今までには出ていません。第4条の中身は、第3案に書いてある意見が良いかどうかは持ち越しです。前回の議論の中身をふまえて第3案にしてくれています。第9条、行政の役割と責務、現在の第8条についてシンプルにしてもらいました。第4項、5項を削除しようということになっていましたよね。

林：第4項が新しくなっています。

森山：職員は協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行いますという文章になっています。新しい意見が出ましたので結論はまだ出ていません。第13条の人材育成は、第11条になっていますが、林さんの新たな意見が出ています。前文についても結論はまだ出ていません。第9条の4、第8条は変わっています。行政の説明責任について、職員ではなく行政はということで、第8条の3項に述べましたが、この変え方で大丈夫ですか。第8条は全体を見直さなければならないので確認して下さい。取り組みの公表が何年かについては、今回の第3案の条文案では毎年公表します。条例の検証と見直しは4年を超えない期間毎に行いますとありますが、数字は入れてもらっているのですが、これで良いかどうかです。第18条ですね。費用対効果を考えてみましょう。

林：毎年自然発生的に出るものではなく、指標のための仕事になってはいけないと思います。

森山：市民憲章も同じことですね。第19条になったものが、意見の16条になっています。

パブリックコメントという言葉ではなく意見の募集となりました。これについては特に意見は出ていません。多様な方法で意見を集めてほしいということに対して、重要な事項の決定に対しては市民に広く意見を求めると書いてあります。第1条のまちづくりの担い手であるということで修正することにしました。18番の第6条が、この意見をもとに変えられていますこれで良いか確認して下さい。第4章のまちづくりのための情報共有というタイトルに変更になっています。14条から16条だったものなので、12条からのものなのですが、12条と13条にまとめてくれた感じですね。情報を公開すること、情報収集及び活用することなので、チェックして下さい。20番からは結論がまだ出ていなくて、協働を考慮した第5章の話し合いの場と決め方について、タイトルは変えたらどうかということで、タイトルは「話し合いの場と決め方」そのままです。林さんからは市政への参画というタイトルにしてはどうかという提案がでていますので引き続き議論します。議題の1、2、4、17番が消えました。

神谷：議題の4番は条文の中に入っているのでしょうか。

森山：入っていません。こういう位置関係で良いのかどうかを確認しました。位置づけによって条例がどう変わるかということではなく、議論の土台として言葉の意味を整理しました。議題の6、10、11番も結論が出ました。残りは3、5、7、8、9、12、13です。8と13番は統合しましょう。14、15番も統合しましょう。まだこれだけの議題があるので少人数で議論しましょう。1つは前文グループにしましょう。前文は現在5案出ていますが、決め方だけ決めたいと思います。最終的に条文を任せる人を決めれば良いと思います。現在出ているのは、市役所からの提案が3つ、村井さんが条文案に加筆、林さんからの案が1つ出ているので5案です。

村井：私が出した案は、水野さんにもらった案に加筆したものです。

森山：ここにあるのは、水野さんと村井さんの案ということですね。

小堀：キーワードをもとにするか、消去法にするかにしないと、どちらの案が良いかを判断するのは難しいです。どういうフレーズが重要か、要点を絞ると選びやすいのではないかと思います。外したくない言い回しは何なのでしょう。

森山：今までに出てきた重要なキーワードは、野々市らしさ、若々しさ、歴史です。野々市らしさが出ているか確認できればワーキンググループに判断を頼んでも良いと思います。ワーキンググループから出た3つの案に関して、委員から2つの意見がありました。

小堀：それをふまえて決めてもらっても良いと思います。

森山：その1案を出して欲しいのです。もし、前文に関して何か意見があれば、次回会議までに振り返りシートや意見書を出して下さい。

林：最初の3行は条文案第1案に書いてあります。先人から役割と責務を果たすとありますが、これは条文案2と3を融合して、まちづくりの担い手である市民、議会、行政は特に力を合わせて協働するというオリジナリティを加え、野々市市の愛と和の市民憲章を入れました。後半部分は、「豊かで住み良い野々市市を実現し、みんな（女性、障がい者、高齢者、子供）が幸せを実感するために、この条例を制定します」としました。そこを私は大事にしたいと思っています。これを入れることで、野々市らしさが出ると思います。

森山：何のためにこの条例を制定しますというところが特徴的です。村井さんは前文案に込めた思いはありますか。

村井：以前の会議で、若いグループになって議論したときに、内容的に難しいと感じてきて、難しい言葉を使わないで軽い感じにしました。

小堀：特にこういうところに反映されてきますということで、作業がしやすくなります。

林：のっティは面白いかもしれませぬね。

森山：「少ないけど特産品がある」の「少ないけど」が不要だと思いました。

林：前文は全体的に長いなと感じます。愛と和の市民憲章について、前回の会議で出てきたのと、若さは入れた方が良くと思いました。

森山：説明いただいたことをお聞きして、他の方からのここだけは重要だという点を書面で意見をいただきたいと思います。最終の1案をワーキンググループで作って頂きましょう。今回は前文についての議論は致しません。

### 3. 挙げられた議題について各グループで議論

森山：残りの議題と、条文の第3案を読んで新たに出てきた意見で議論していただきます。その前に皆さんで議論の照合をとります。第1章は完成に近づいています。今残っているのは、議題の3、7、5だけは最終チェック、8と13が統合、9、12は今日はやらない、14と15が統合、16、17は決まり、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28とプラスαが出て来る予定です。章でいうとバラバラなので、第1章、2章、3、4章、5、6章でそれぞれのグループで検討してはいかがでしょうか。

小堀：今回検討するのは、第3案ということですね。出された林さんの意見はどうしますか。

森山：林さんの意見も取り扱って下さい。自分の担当している番号の中で、林さんの意見を書いてある条項が先に出ていたら、それを踏まえて意見を出して下さい。大体全体に渡ってご意見を頂いています。45分とれますので、議論の後に、議論の中身を共有しましょう。

藤田：7番なのですが、前の条例ではなく、第3案の新しく出来ているたたきですね。元となった案のたたきがあって、この条文案ができていますよね。

森山：第4条を見て下さい。

藤田：第4条の整理はされた結果が条文第3案です。これをさらに議論する形ですね。

森山：そういうことです。あと1回しかないので結論を出せるものは早く出しましょう。

小堀：前回以降のことを思い出して、いちいち本当にいいのかどうか考えてしまいます。

森山：あまり疑わずに、今回出された3案について検討してみてください。

〈各グループで話し合い〉

森山：第1、2章を議論したグループから発表をお願いします。

林：第1章は総則です。私たちは条項通り追って見直しを行いました。第1条については、まちづくりという言葉が3回出るので、2行目にある「まちづくりの」を削除しました。3行目の「市民が主役の」を削除しました。これは当たり前のことで、上の方に、市民、議会、および行政の役割と責務について表記しているので、あえて書く必要はないと思いました。次に、第2条の定義について、議論はまだ途中ですが、結果的には原文通りですが、質疑があるという注釈付きです。市民の定義について、以前出た議会の話の中で、議会は地方自治法に基づいて行っているもので、通学や通勤する人などの定義がはみだす部分があるので、その部分は議会との調整を要するという事です。（4）の協働についてですが、責任の分担という書き方になっていますが、他は全部、責務という書き方になっています。この使い分けの部分を説明してほしいです。そして関連として、第17条に、「市民が主役の」という言葉があるのでそれも削除です。第3条の条例の位置づけは、第1項は原文通りですが、言葉使いに思いがあるのかが気になります。普通は「尊重すべき」などの言葉になると思うのですが、あえて「尊重します」という言葉なのは思いがあるのかが気になりました。第2項の計画は総合計画のことかと思ったのですが、第2項は市政を計画的に行うという表現に改めた方が良くはないかと思いました。第3項は、予算を組むとあるのですが、主語に「行政は」を入れないと見にくいと思いました。第4条の基本理念はまとまっていたので原文通りで良いと思います。

次に、第2章のまちづくりの担い手と責務で、第5条の市民の役割と責務ですが、第2項に「自らの発言と行動に責任を持ち」という書き方は堅くて難しいので削除します。第2項3項は原文通り、第6条の議会の役割と責務も原文通りです。先ほど言った地方自治法との関連でいうと、市民と相容れないことがあると思うので、議会の思いを聞きたいです。第7条の市長の役割と責務の3項に「最大限に」という言葉がありますが、押しつけなくても良いと思うので削除します。第8条の行政の役割と責務については、行政の話は出ていて、最後に職員の話が出ていました。第4項は全文削除です。行政の責務の話になりますが、説明責任は行政にしかないと思います。

森山：最後のところで気になったのは、説明責任は行政にしかないということはありません。

説明責任はどなたにもあります。特に、まちづくりに関わる活動をしているNPOなどは、

市民であったとしても、市民に対する説明責任が発生します。行政の説明があるのはもちろんです。次に、第3章、4章を議論したグループの発表をお願いします。

小堀：第3章は、市民によるまちづくりなので、「市民による」という言葉を付け加えてはどうかという意見が出ました。第9条と10条に、地域活動と市民活動があり、第9条の条文に「市民は地域における自発的な生活の維持及び向上・・・」と書いてありますが、「市民は地域に置ける良好な生活の維持、向上のため、町内会、その他これに類する活動や、まちや地域にとらわれず考えを同じくする市民活動を行う団体」などにして、市民活動やそれに類する活動を町内会と一緒にしたかったのです。

森山：第9条、10条を統合する形でしょうか。

小堀：そうです。なぜかという、第10条の市民活動のところ、1項は「市民は、より魅力的で活力のある地域社会をつくる」とあったのですが、インパクトに欠けると思いました。1項は「町内会」と言い切っていますが、その他のまちや地域にとらわれない団体などもまちづくりにつながるようにしたいと思いました。タイトルも、第9条と10条を統合して、10条を削除、9条の中身を加える形にします。人材育成についての第11条の1項は、「市民、議会及び行政は」と、若者や子供の議論になっていましたが、1項は全体的な話としてはこのままで、2項には、次世代のまちづくりの担い手である若者や子供などの具体的な内容をいれ込めば良いと思います。2項に「学び」とありますが、市民、議会、行政という主語で、「まちづくりに参加する機会を提供」が分かりづらいので、若者と子供はそこにいれます。最後の行に、「まちづくりに参加する機会を提供し、活動を支援する」というようにしてはどうでしょうか。

第4章は、まちづくりのための情報共有についてです。第12条は、情報の公開、13条は情報の収集及び活用となっています。12条の1項については、市の持つ情報には出せない情報もありますが、まちづくりに関することについては基本的に積極的に公開することは積極的に残したいです。2項は、市民自らも情報を収集して発信していくことです。1番は行政が情報を発信すること、2番は市民が情報収集とあるので、第13条は情報の収集と活用となっています。議会及び行政は積極的に情報を収集して共有すること、市民および行政は、市民活動に積極的に耳を傾けるという趣旨はわかります。第4章のタイトルはまちづくりのための情報共有とはなっているのですが、収集についての記述が弱く感じる、行政は市民に情報提供して共有するだけでなく、市民が情報を活用しやすいよう仕組みを整えるように変えたいです。第13条は情報の収集および活用で、個人情報の保護もあった方がいいと思いますが、「情報の公開と収集」というタイトルでそれぞれ並べる方法もありますが、この3つを統合するという事までは結論が出ませんでした。

森山：結局、第12、13、14条を別のままにすると良いということですね。情報の共有を

活用まで見込んだ仕組みということですね。

小松：第12条の2項の、収集を削除すれば公開になるのではないのでしょうか、

森山：第13条の1項は、同じことを何回も言っていますね。

小堀：以前の会議の中で、情報には、収集、公開、共有があると整理しました。

森山：例えば、第12条の2項を、「市民は、自らの行っているまちづくりを発信するよう努めます」という書き方にするのはどうでしょう。行政だけに情報の公開を求めるのではなく、市民も積極的に公開するということを第12条に定めて、第13条でお互いに情報収集と情報共有を行うことを定めてはどうでしょうか。無理に1文にまとめなくても良いと思います。最後に第5章と第6章についての発表をお願いいたします。

中村：第5章のタイトルは「まちづくりの話し合いの場と決め方」です。市政への参画とありますが、それも「まちづくりへの参加」というタイトルにしました。第5章は、「市民は積極的に市政に参加する」という第3項が主要な部分だと思ったので、第3項を最初に持ってきて、それを取り巻く環境としての第5条「行政は市政に関して～行う」という項目はあとに来て良いのではと思いました。林さんの言われていた第17条の「市民が主役の」は不要だと思います。第19条の審議会と、条例の憲章見直しは第20条にありますが、審議会をどんな形かにして、まちづくり基本条例は野々市では上の方の位置づけになるので、審議会も必要なのではと思います。評価委員会などもありますが、振り返りをしたいので、審議会以外のものがあれば良いです。条例の位置づけが上の方にくるのであれば、審議会にせざるを得ないかなというのは考えたいと思いました。

森山：第15条に対して皆さんはどう思われますか。タイトルが「市政への参加」となっているのを「まちづくりへの参加」として、中身を考えるということですね。

中村：市政の参加はそのままでも良いと思います。

森山：それでは、条文の順番のことですね。題名を「市政への参画」にしてはどうかと提案が出されています。その中に議会が登場しないというのも気になります。

林：神谷先生がその部分は持ち越しと言われていたので、深いところまで行けていません。

中村：あえてふれないのも手段ですよ。どう書くのが一番落ち着くのが見えません。

森山：第5章は、決め方は決めたいですね。条例を作る手順にしても、この委員会は選挙で選ばれたわけではないのに条例について議論していますが、市に提案してその後議会が議決をするという流れにのっとっています。

林：審議会の部分は、ここで言う委任に入れるといいと思いました。

森山：見直しの方法も含めて、第5章、第6章を見ていきましょう。

小堀：あまりに形にはまりすぎて、嫌な気持ちで決める事はしたくないですね。楽しくやるうちに見直しできたという流れに持って行きたいですね。



森山：実際、行政評価の公表を行って、全部の事務事業を評価しているので、その一環としてとらえると評価できるのではないかという意見が出ました。

林：条例策定委員会でせっかく集まって議論しているので、活かせるものは活かしたいです。自分達が責任をもちたいという意味です。

藤田：審議会の形をとることで第3者が評価する仕組みが出来ます。市長はいつでも変わる可能性があるのですが、市長に判断を委託するのは危険です。せっかくつくったものが、市長の一存で全て変わってしまうことがありうるならば、リスクは持たない方が良くと思います。私たちより先に指針を考えられた方がいますが、条例ができたときに、結果的に上下関係がついて面白くないと思います。審議会要素を設けて、そこに参画していただけるようなメンバーリストを作って、そこから色々と考えていただければ良いと思います。今後の議論の2番の地域活動と市民活動という答えはどうなったのでしょうか。

森山：言葉の意味は変わってなくて、第2条でそれぞれの活動の中身は定義してあります。それを条文として統合するかどうかだと思います。言葉の定義としては結論の出た通りです。それが第2条に反映されています。

藤田：この定義は、言葉がややこしくなりませんか。

小松：統合する必要があるのでしょうか。私は別の定義から生まれた別のものだと思います。含む・含まれるという話をするならば、地域活動は小さく、市民活動は大きいと思います。私は、第9条と第10条がそれで良いのかと思いました。地域活動の中で行っているものが市民活動に含まれるものもあるかもしれません。

森山：市民活動にも、地域活動にも参加しなければならないということでしょうか。

小堀：市民活動と地域活動の2つがあるのはよく理解しています。それを統合させる方法もあると思っただけで、両方の定義を否定する気はないです。統合させてわかりにくくなるのであれば統合しない方が良くと思います。

森山：一度文章にしてチェックしてみませんか。9条、10条をまとめたもので、意味が通じないのであれば再検討しましょう。

小堀：第10条がうまく表現できればという視点で話しています。

森山：まちづくりに積極的に参加するように努めますとしか定められていません。

吉岡：第9条と10条が全く同じ内容のことを言っています。団体と市民という言葉が出て来ただけなので、うまく条文で整理できないかなと思いました。

藤田：最初にワーキンググループから出た条文案には、議題の7、8番は入っていません。両方並行しているということで、削除するべきならば定義をはずすべきだと思います。以前の条文案から進化したものが、削除されずにその項目だけ残っていて、それを評価されるのはおかしいと思いました。

森山：第2案にはあります。定義のところ（7）、（8）を追加しました。ここで定義したということは、色々と修飾語をつけるよりも、地域活動および、市民活動として第2条に任せることができます。定義した言葉は使えるので、地域活動および市民活動と一つにまとめることも可能です。どういう直し方になるかは次回チェックしましょう。またご意見があればお聞かせ下さい。

林：第3条例案をもとにと書いてもらえるとわかりやすいと思います。

森山：条例案の公表がありますが、次回に完成した条例案を市長に提案してからパブリックコメントにかけます。法規担当と調整をしたもので出します。

金場：パブリックコメントを実施するのはあくまでも市です。提案という行為が行われないと実施ができません。まずは市長へ提案を経てパブリックコメントを実施し、出て来た意見を市と委員会とで考えて最終案にします。

森山：協働をどう考えるかということだと思います。策定委員会の中に事務局は市として入っているのでしょうか。ワーキンググループと一緒に条文案を作っているという共同作業を行っている中で、もう一度市に出すという行為が必要かどうか疑問です。必要ならば、委員会から市長に提案したもので市がパブリックコメントをかける形で進めましょう。次回の1回でできるのか疑問ですが、協働で策定委員会をやっているというスタンスで、市と委員会で作りがどういう性格なものかは今後も出て来る話だと思います。まさに、第5章の話し合いと決め方の話ですね。市民で議論したものを市で受け取って、それを他の市民にも聞いた上で、意見を徴収して決め、最終的には議会で議決ということが、決め方のルールであれば、そのような流れであることをここで担保できるようにしておくべきだと思います。ですので、議会が出てこないとおかしいと思います。意見を聞いただけではよくないと思います。

#### 4. 閉会

森山：最後に会長からあいさつをお願いします。

藤田：今日もお疲れさまでした。スケジュールが迫っていますが、皆さんの知恵を借りて形にしたいと思っています。作れるまでやってもいいと思いますが、皆さんの熱意があるということを確認しながら進めたいと思います。ありがとうございました。

森山：ワーキングの皆さんもありがとうございました。